

タンチョウの概要

1. 分類

- ・ ツル目ツル科 タンチョウ
(学名 *Grus japonensis*)
- ・ 絶滅危惧Ⅱ類 (環境省レッドリスト 2020)



2. 形態的特徴及び生物学的特性

- ・ 国内で繁殖する唯一のツル。
- ・ 全長 140cm、翼開長 240cm に達する日本最大級の鳥類。
- ・ 夏期は湿原に分散して営巣・育雛を行い、冬は里近くへ移動し群れで生活をする。

3. 分布状況

- ・ 国内では、北海道東部の湿原を中心に分布している。宗谷、十勝、日高、胆振地域に繁殖分布が拡大する一方で、越冬期はほとんどの個体が釧路地域に集中する。

4. 現在の生息個体数

- ・ 約 2,150 羽 (令和6年度、NPO タンチョウ保護研究グループの調査による)。
- ・ 世界の総個体数は約 3,430 羽とされ (Momose and Momose, 2019)、種の約半数の個体が北海道東部を中心に生息。

5. 生息を脅かす要因

- ・ 生息地である湿原の消失。
- ・ 交通事故や電線衝突に加え、農薬による中毒やスラリータンク (家畜の糞尿溜) への落下事故などが新たな脅威となっている。
- ・ 越冬期になると釧路管内の給餌場に9割近くの個体が集中することから、高病原性鳥インフルエンザなど重篤な感染症が発生した場合に個体数が急減する可能性も強く懸念されている。

6. 保護増殖事業の概要及びその効果

- ・ 昭和27年、阿寒町及び鶴居村にて給餌に成功。以降、地元で冬季給餌を継続中。
- ・ 昭和59年、環境庁が給餌などの保護事業を開始。
- ・ 平成5年、国内希少野生動植物種に指定。同年保護増殖事業計画 (農林水産省、国土交通省、環境省) 策定。
- ・ 越冬地における一斉調査で確認された個体数は、保護増殖事業計画策定の平成5年には628羽であったが、令和6年度のタンチョウ越冬分布調査では1,927羽 (飼育個体含む) を確認し、回復傾向にあるとみられる (図1参照)。

- ・タンチョウが自然状態で安定的に存在できるような状態になることを最終的に目指しながら、まずは道内において生息分散が確実に進むことを目標に、平成 25 年に「タンチョウ生息地分散行動計画」を策定。令和 2 年度に同計画のレビューを実施、その結果を踏まえた改定作業を令和 3 年度より着手し令和 5 年度に改定版となる「タンチョウ生息地分散行動計画（第 2.0 版）」を策定した。
- ・タンチョウの生息地分散に向けて、平成 27 年度から分散状況を確認しつつ給餌量調整を実施。環境省で給餌事業を行っている 3 か所の給餌場（鶴見台給餌場、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場、阿寒給餌場）において、令和元年度には平成 26 年度比で 5 割まで最大給餌量を削減。令和 2 年度は、最大給餌量を前年度比 1 割減として給餌量調整を実施。令和 3 年度より、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場及び鶴見台給餌場では令和 2 年度の最大給餌量を維持、令和 6 年度からは、令和 2 年度比 1 割減の最大給餌量を維持、阿寒給餌場は前年度比 1 割減となる給餌量調整を継続実施。
- ・給餌量調整の実施にあたり、既存の取組と連携しながら越冬地分散の進捗の確認調査や道央における越冬個体数・越冬環境調査等を実施。
- ・また、農業被害の拡大の懸念があることから、タンチョウ保護行政と鳥獣被害防止行政との連携による対策の強化を検討。
- ・傷病個体（死体を含む）を保護・回収し、原因究明を行い、対策に活用（図 2、3）する一方で、傷病個体の収容施設の限界を迎えていることが課題となり、令和 6 年 2 月にタンチョウ傷病個体の取扱いに係る判断基準を作成。
- ・令和 4 年度にタンチョウの HPAI 感染個体 1 羽が国内で初めて確認されて以降、感染事例が継続的に確認されている。令和 5 年度中には、環境省給餌場における HPAI 対応方針を作成。

7. 他法令等による保護の状況

- ・国の特別天然記念物

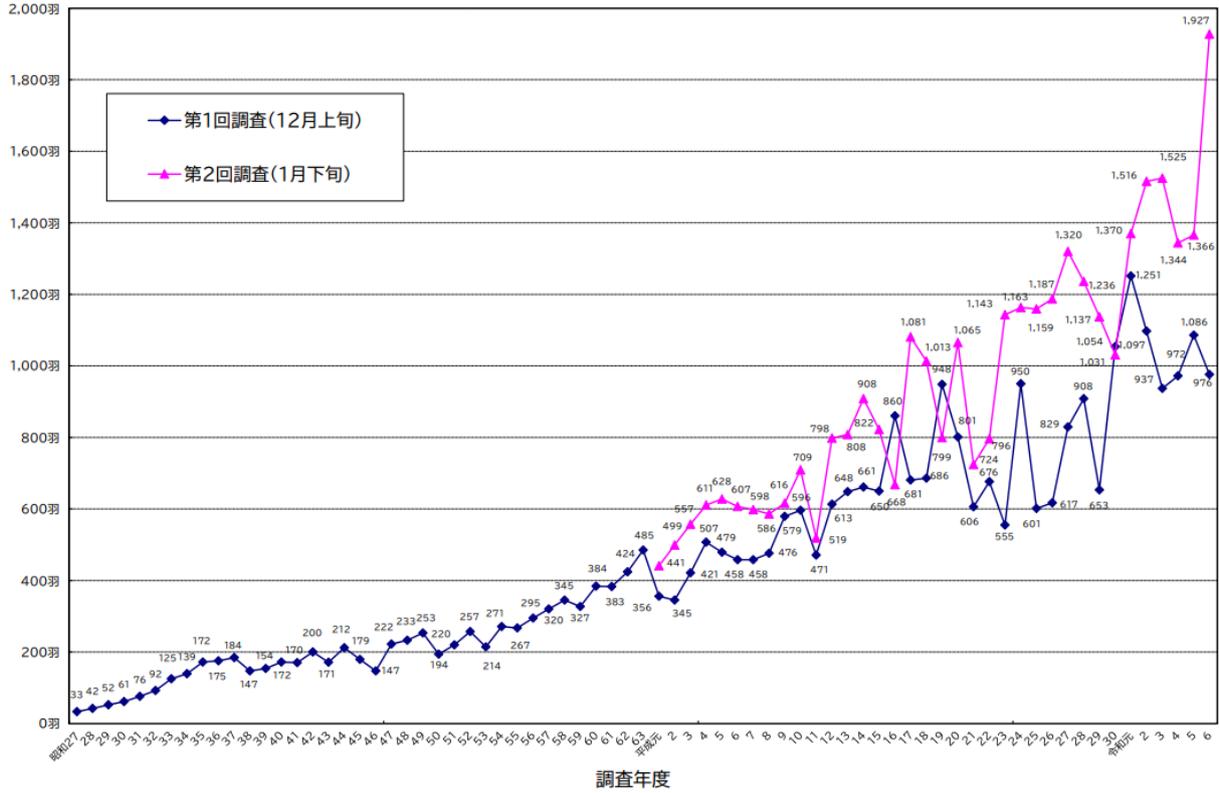


図1 タンチョウ斉カウント調査の結果の推移（飼育個体含む）

（平成24年度より越冬分布調査として名称及び調査方法の一部を変更）

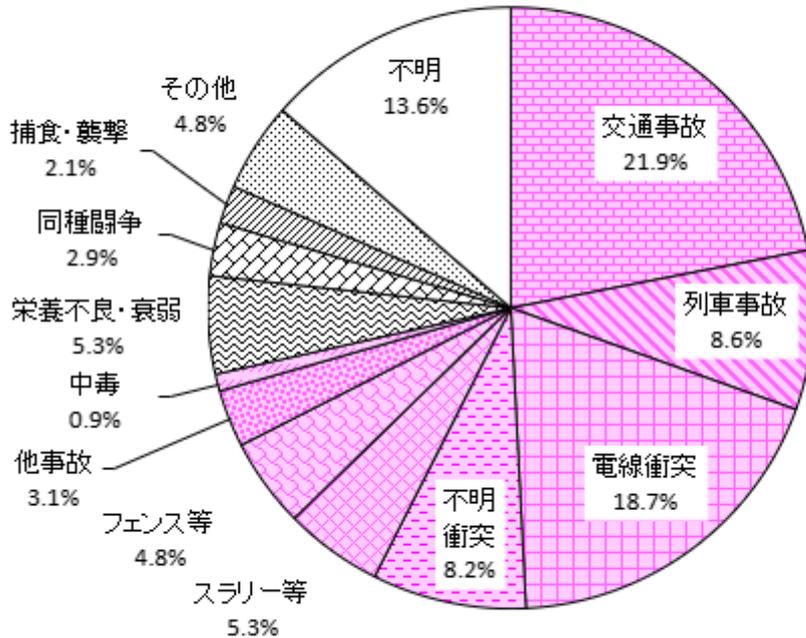


図2 タンチョウ收容原因割合（H12-R6年度）

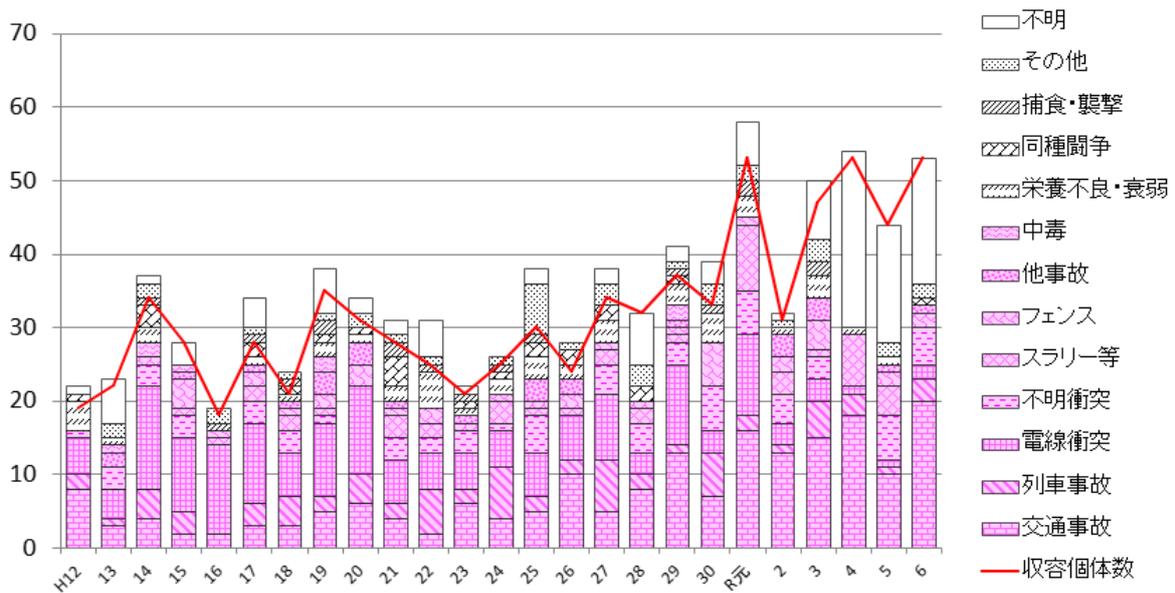


図3 タンチョウ年度別収容件数（H12-R6年度）

※ピンクで示しているのは人為活動が原因となるもの

※各原因別の収容件数の合計が収容個体数を上回る年があるが、これは複数の原因が考えられる収容個体があることによる。